で定める」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項ただし書中「が、当該障害厚生年金の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の」を「（以下この項において「障害年金の額」という。）が、第二項の規定により算定される」に、「傷病手当金の額から当該総務省令で定めるところにより算定した」を「額から次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　障害年金の額

二　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　出産手当金の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

三　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　当該受けることができる報酬の全部又は一部の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

四　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

第六十八条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第七十一条」を「第七十一条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬の月額（組合員が現に属する組合により定められたものに限る。以下この項において同じ。）の平均額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬の月額が定められている月が十二月に満たない場合にあつては、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。

一　傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬の月額の平均額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

二　傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の同月の標準報酬の月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

3　前項に規定するもののほか、傷病手当金の額の算定に関して必要な事項は、総務省令で定める。

第六十九条第一項中「、出産手当金として」を削り、「一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」を「、出産手当金」に改め、同条第二項中「、出産手当金」を「（以下この項において「傷病手当金の額」という。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める」に改め、同項に次の一項を加える。

2　前条第二項及び第三項の規定は、出産手当金の額の算定について準用する。

第七十一条中「、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金」を削り、「場合」の下に「（第六十八条第六項、第七項又は第十項に該当するときを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第百十二条第一項第一号中「被扶養者」の下に「（以下この号及び第四項において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の下に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「行う」の下に「組合員等の」を加え、「必要な指針を公表する」を「、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　組合は、第一項第一号に掲げる事業を行うに当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

第百十二条の二中「特定保健指導（」の下に「次項及び」を加え、同条に次の一項を加える。

2　組合は、特定健康診査等を行うに当たつては、前条第三項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

第百四十四条の三十二の次に次の一条を加える。

（社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託）

第百四十四条の三十三　組合は、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一　第五十三条第一項に規定する短期給付のうち総務省令で定めるものの支給に関する事務

二　第五十三条第一項に規定する短期給付の支給、第百十二条第一項及び第百十二条の二第一項に規定する福祉事業の実施その他の総務省令で定める事務に係る組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの被扶養者（次号において「組合員等」という。）に係る情報の収集又は整理に関する事務

三　第五十三条第一項に規定する短期給付の支給その他の総務省令で定める事務に係る組合員等に係る情報の利用又は提供に関する事務

2　組合は、前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者と共同して委託するものとする。

第百四十六条中「第百四十四条の三十二」を「第百四十四条の三十三」に改める。

附則第十八条第五項中「特例退職掛金を徴収すべき月の属する年（当該月が一月から三月までの場合には、前年）の一月一日」を「第四十三条の規定にかかわらず、前年（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前々年）の九月三十日」に、「を受ける組合員」を「を受ける全ての組合員（特例退職組合員を除く。）」に改め、「と、前年における当該組合員の標準期末手当等の額の平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額の二分の一に相当する額」を削り、「額とする」を「金額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額とする」に改める。